

(中小企業融資規程別表) (第5条関係)

資金名	貸付対象者	資金 使途	貸付限度		貸付利率	貸付期間・据置期間				返済方法	担保	保証人	その他	
			設備資金	運転資金		設備資金		運転資金						
						貸付	据置	貸付	据置					
中小企業振興資金 県施策の方向性に合致した認証等 を取得した者(しあわせ信州創造枠)は、 一般枠又は短期継続融資枠の貸付利率を 0.2%引下げ	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする者 (一般枠)	設備 資金 運転 資金	1億円	5,000万円	年2.10% ただし、貸付 期間が1年 以内のもの については 年1.80%	10年以内 ただし、 土地・建 物等につ いては、 20年以内	1年以内	7年以内 ただし、 借換につ いては、 10年以内	6月以内 ただし、 借換につ いては、 1年以内	金融機関の 定めるところによる	必要に応じ て徴する	原則として 法人代表者 以外不要	保証貸 付け	
	恒常的に必要となる運転資金を継続して調達しよう とする者(短期継続融資枠)	運転 資金	—	3,000万円	年1.80%	—	—	1年以内	—	一括返済	必要に応じ て徴する	原則として 法人代表者 以外不要	保証貸 付け	
	創業等関連保証又は創業関連保証を利用する者(創業 枠)	設備 資金 運転 資金	設備資金及び運転資金の合計で3,500万円(信州創生推 進資金(創業支援向け及びIT産業向け)との合計で5,500 万円) ただし、新規開業予定者にあつては、3,500万円の範囲内 で別に定める額	年1.10%	10年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	徴しない	原則として 法人代表者 以外不要	保証貸 付け		
小規模企業発展資金	小口零細企業保証を利用する小規模企業者であり、成長・ 発展のために資金を必要とする者	設備 資金 運転 資金	設備資金及び運転資金の合計で2,000万円 (既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計で 2,000万円の範囲内)		年1.90%	10年以内	1月以内	7年以内 ただし、 借換につ いては、 7年以内	6月以内 ただし、 借換につ いては、 1年以内	分割返済	原則として 徴しない	原則として 法人代表者 以外不要	保証貸 付け	
経営 健全 化 支 援 資 金	経営安定対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第5項第5号、第7号又は第8 号に該当する認定企業 2 経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じてい る者	設備 資金 運転 資金	経営安定対策と特別経営安 定対策の合計で6,000万円	経営安定対策と特別経営安 定対策の合計で8,000万円	年1.90%	10年以内	1年以内	7年以内 ただし、 借換につ いては、 10年以内	1年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	原則として 法人代表者 以外不要	保証貸 付け
	特別経営安定 対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第5項各号(第5号、第7号及 び第8号を除く。)のいずれかに該当する認定企業 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のため の資金を必要とする者 3 東日本大震災等の影響により事業活動に支障を 生じている者で、東日本大震災復興緊急保証を利用 する者又は危機関連保証に該当する認定企業 4 経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生 じている者	設備 資金 運転 資金			年1.60% ただし、貸付 対象者3につ いては年 1.30%	10年以内	1年以内	7年以内 ただし、 借換につ いては、 10年以内	1年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	原則として 法人代表者 以外不要	保証貸 付け
	防災・安全対策	次のいずれかに該当する者 1 事業用建築物の耐震補強、機械等の転倒防止を図 ろうとする者 2 宿泊施設の防火安全対策を講じようとする者 3 地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする 者 4 事業継続計画(BCP)の策定又は事業継続計画に 基づく対策を講じようとする者 5 節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改 造又は修理を行おうとする者	設備 資金 運転 資金	1億5,000万円	3,000万円	年1.90%	10年以内 ただし、 土地・建 物等につ いては、 15年以内	2年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	原則として 法人代表者 以外不要	保証貸 付け
	災害対策	次のいずれかに該当する者 1 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる 災害により被災し、市町村長等の災証明書等(災 害によって被害を受けた事実を証するものとして 発行されたもの)を受けた者 2 長野県中小企業等グループ施設等復旧整備補助 事業(グループ補助金)におけるグループ認定を受 けた者で、グループ補助金交付申請を行った者	設備 資金 運転 資金	貸付対象者1については、 6,000万円 貸付対象者2については、 4億円(グループ補助金対 象経費の1/4を限度)	8,000万円	年1.10% ただし、別に 定めるもの については 年0.80%(令和 3年度末まで に限る)	10年以内 ただし、 土地・建 物等につ いては、 15年以内	2年以内	7年以内	2年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	原則として 法人代表者 以外不要 なお、保証 貸付けでない 場合は、 金融機関の 定めによる	原則と して保 証貸付 け
	新型コロナ ウイルス対策	次のいずれかに該当する者 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、危機関 連保証に該当する認定企業 2 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活 動に支障を生じている者	設備 資金 運転 資金	6,000万円	8,000万円	年0.80%	10年以内	2年以内	7年以内	2年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	原則として 法人代表者 以外不要	保証貸 付け

信 州 創 生 推 進 資 金	創業支援向け	新規開業予定者又は新規開業者で事業実施のために資金を必要とする者	設備資金 運転資金	3,500万円（運転資金、中小企業振興資金（創業枠）及び信州創生推進資金（IT産業向け）との合計で5,500万円） ただし、新規開業予定者にあつては、設備資金及び運転資金の合計が3,500万円の範囲内で別に定める額	2,000万円（設備資金、中小企業振興資金（創業枠）及び信州創生推進資金（IT産業向け）との合計で5,500万円） ただし、新規開業予定者にあつては、設備資金及び運転資金の合計が3,500万円の範囲内で別に定める額	年1.10% ただし、別に定めるものについては年1.00%	10年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要	保証貸付け
	事業承継向け	次のいずれかに該当する者 1 既存事業を譲り受け、事業継続しようとする者 2 事業引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする者 3 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた事業承継（予定）者 4 事業を譲り受けてから5年未満で当該事業の拡大を行おうとする者 5 事業承継特別保証を利用する者	設備資金 運転資金	1億5,000万円	3,000万円	年1.00%	10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内	1年以内	7年以内 ただし、貸付対象者5における借換については、10年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要 ただし、貸付対象者5については、不要	保証貸付け
	IT産業向け	次のいずれかに該当する者 1 日本標準産業分類に掲げる「大分類G－情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を営む者若しくは営もうとする者で、信州創生推進資金（創業支援向け）の貸付対象者に該当し、上記事業を主業とする者 2 上記産業分類に係る事業発展や拡大を目指す者 3 ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする者	設備資金 運転資金	貸付対象者1については、3,500万円（運転資金、中小企業振興資金（創業枠）及び信州創生推進資金（創業支援向け）との合計で5,500万円） ただし、新規開業予定者にあつては、設備資金及び運転資金の合計が3,500万円の範囲内で別に定める額 貸付対象者2については、1億5,000万円 貸付対象者3については、3億円	貸付対象者1については、2,000万円（設備資金、中小企業振興資金（創業枠）及び信州創生推進資金（創業支援向け）との合計で5,500万円） ただし、新規開業予定者にあつては、設備資金及び運転資金の合計が3,500万円の範囲内で別に定める額 貸付対象者2又は3については、5,000万円	貸付対象者1については、年1.0% 貸付対象者2又は3については、年1.1%	貸付対象者1については、10年以内 貸付対象者2については、10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内 貸付対象者3については、15年以内	貸付対象者1又は2については、1年以内 貸付対象者3については、3年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要 なお、保証貸付けでない場合は、金融機関の定めによる	原則として保証貸付け
	事業展開向け	次のいずれかに該当する者 1 新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする者 2 事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする者 3 AI・IoT・ロボットに関する研究開発・事業展開を行おうとする者又はAI・IoT・ロボットを用いた設備導入により生産性向上を図ろうとする者 4 プラスチック等の石油由来製品を環境に優しい素材や製品に転換することに係る研究開発・事業展開を行おうとする者	設備資金 運転資金	1億5,000万円	3,000万円	年1.70% ただし、貸付対象者3又は4については年1.40%	10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要	保証貸付け
	地域活性化向け	次のいずれかに該当する者 1 事業の拡大又は店舗の移転により商店街の空き店舗に出店しようとする者又は出店後1年以内の者 2 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする者 3 観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする者 4 障害者、高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする者 5 「からだに優しい食品」を製造する者	設備資金 運転資金	1億5,000万円	3,000万円	年1.70% ただし、貸付対象者2のうち別に定めるもの又は貸付対象者5については、年1.40%	10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要	保証貸付け

企業立地向け	次のいずれかに該当する者 1 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする者 2 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備導入を行おうとする者 3 県外にある本社機能の県内への移転を行おうとする者	設備資金 運転資金	貸付対象者1については、 3億円 貸付対象者2又は3については、1億5,000万円	貸付対象者2又は3については、3,000万円	年1.40%	貸付対象者1については、15年以内 貸付対象者2については、10年以内 貸付対象者3については、10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内	貸付対象者1については、3年以内 貸付対象者2又は3については、2年以内	貸付対象者2又は3については、7年以内	貸付対象者2又は3については、1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要 なお、保証貸付けでない場合は、金融機関の定めによる	原則として保証貸付け
次世代産業向け	別に定める分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る者及び事業転換又は新規参入後間もない者	設備資金 運転資金	1億円 ただし、別に定めるものについては、1億5,000万円	3,000万円 ただし、別に定めるものについては、5,000万円	年1.40%	10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内 また、別に定めるものについては、15年以内 ただし、土地・建物等については、18年以内	2年以内 ただし、別に定めるものについては、5年以内	7年以内 ただし、別に定めるものについては、12年以内	1年以内 ただし、別に定めるものについては、5年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要	保証貸付け
海外展開向け	海外へ事業展開を図ろうとする者	設備資金 運転資金	1億円	3,000万円	年1.90%	10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要	保証貸付け
経営改善サポート資金	経営サポート会議等による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画等の実施をする者で、事業再生計画実施関連保証を利用する者	設備資金 運転資金	設備資金及び運転資金の合計で1億5,000万円	設備資金及び運転資金の合計で1億5,000万円	年1.60%	15年以内	1年以内	15年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要	保証貸付け
長野県新型コロナウイルス感染症対応資金	信用保険法第2条第5項第4号、第5号又は同条第6項に該当する認定企業	設備資金 運転資金	設備資金及び運転資金の合計で <u>6,000</u> 4,000 万円	設備資金及び運転資金の合計で <u>6,000</u> 4,000 万円	年1.30% 又は 年1.60%	10年以内	5年以内	10年以内 ただし、借換については、10年以内	5年以内 ただし、借換については、5年以内	金融機関の定めるところによる	徴しない	原則として法人代表者以外不要	保証貸付け